

横浜市行政不服審査会答申  
(第15号)

平成29年9月27日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「療育手帳交付決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事案概要

本件は、横浜市長（以下「処分庁」という。）が、横浜市療育手帳制度実施要綱（昭和 51 年 3 月 1 日制定。以下「要綱」という。）第 8 条の規定に基づく、審査請求人の長女（以下「長女」という。）を対象者とする療育手帳の再交付申請に対して、平成 29 年 2 月 6 日、障害の程度を B 1（中度）とする交付決定（以下「本件処分」という。）をしたところ、同月 12 日、審査請求人が、本件処分の取消し又は変更を求めて審査請求を行ったものである。

## 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 長女は、平成 29 年 1 月 17 日に実施された田中ビネー知能検査 V により、知能指数 36 と判定されたが、この結果は誤りであり、これを前提として、障害の程度を B 1（中度）と認定した本件処分は、違法又は不当である。
- (2) 長女の判定を担当した横浜市総合リハビリテーションセンター所属の臨床心理士（以下「本件判定員」という。）は、長女の母に対して、長女が身体障害者手帳を交付されているのであれば、障害の程度が加重され、A 2（重度）に認定されると発言をしており、このように、障害の程度の加重基準を正確に把握していない本件判定員がした判定結果には疑問がある。

## 4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 本件判定員は、要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 1 月 17 日、長女について、標準化されたビネー式知能検査（田中ビネー知能検査 V）を行い、知能指数 36 と判定した。処分庁では、臨床心理士が行う心理検査については、検査によって判定された知能指数が正確か、他の臨床心理士が確認をし、正確さが確認された上で、愛の手帳判定会議に諮る手順を踏んでお

り、正確性を確保している。

(2) 平成 29 年 1 月 19 日、愛の手帳判定会議において、知能指数 36 及び身体障害者手帳等級 4 級を踏まえ、要綱第 4 条の規定に基づき障害程度の判定を行い、B 1（中度）と決定した。

なお、知能検査を実施した同月 17 日、要綱第 4 条第 2 項の規定に基づく、身体障害者手帳を所持していること等による障害の程度の加重（以下「身体障害者加重」という。）について、長女の母に対して、希望の有無を確認したが、障害の程度の確定前であることから、具体的な障害の程度については伝えていない。

(3) よって、本件処分は、違法又は不当ではなく、本件審査請求には理由がない。

## 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書「6 判断理由」のとおりとしている。

## 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

### (1) 本件における田中ビネー知能検査 V の正確性

審査請求人は、処分庁が療育手帳の交付に係る障害の程度の判定に用いた田中ビネー知能検査 V による知能指数 36 について、その理由は判然としないものの、誤りであると主張する。

しかしながら、本件では、要綱第 5 条第 4 項の規定に基づき、障害の程度の確認に必要な専門的診断を行う指定診断機関である横浜市総合リハビリテーションセンターにおいて、本件判定員が田中ビネー知能検査 V により、障害の程度を判定するための知能指数を検査しており、障害者更生相談所長、障害者更生相談所相談係長、ソーシャルワーカー及び臨床心理士で構成する愛の手帳判定会議においても、その結果について確認がなされていることが認められる。

したがって、このような専門的かつ合理的な手続により、障害の程度を判定するための知能指数が判定されていることに加え、知能指数 36 という

結果が誤りであることを窺わせる具体的な事情が何ら認められないことからすれば、当該結果は、正確性が確保されているものと認めるのが相当である。

なお、審査請求人は、本件判定員が、長女の母に対して、身体障害者加重ができることを説明したことを理由として、知能指数 36 という結果は誤りであるとも主張する。

確かに、本件判定員は、知能検査を実施した平成 29 年 1 月 17 日、長女の母に対して、長女が身体障害者加重に該当する者か確認することなく、身体障害者加重が可能と説明していることが認められることからすれば、審査請求人又は長女の母において、身体障害者加重ができることを誤認することはやむを得ないと思料する。

しかしながら、知能指数 36 という結果は、標準化されたビネー式知能検査（田中ビネー知能検査Ⅴ）により得られるものであって、本件判定員による身体障害者加重の可否の説明がその結果に影響をもたらすものではないことは明らかであるから、本件判定員が、身体障害者加重について、長女が該当するかまで確認することなく身体障害者加重ができることの説明をしたことによって、審査請求人又は長女の母に誤解を与えていたとしても、そのことが当然に知能指数 36 という結果が誤りであることの理由とはなり得ない。

## (2) 長女の障害の程度

障害の程度の判定について、要綱第 4 条第 1 項別表 1 は、知能指数が「おおむね 36 以上 50 以下のもの」は、障害の程度「中度 B 1」と定めるところ、(1)のとおり、長女の知能指数は 36 であるから、長女の障害の程度は、B 1（中度）となる。

また、身体障害者加重ができる場合について、要綱第 4 条第 2 項第 1 号は「障害等級が 1 級、2 級又は 3 級の身体障害者手帳を所持している場合」と定めているところ、長女が所持している身体障害者手帳は 4 級であることが認められるし、本件において、他に加重事由が存在することも認められないから、長女の障害の程度を加重しなければならない理由はない。

## (3) 結語

上記のとおりであるから、本件処分は、適法かつ妥当といえる。

## (4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成29年 3 月 17 日	・ 弁明書の提出依頼
平成29年 4 月 7 日	・ 弁明書及び証拠書類の提出
平成29年 4 月 14 日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書等の提出依頼
平成29年 4 月 30 日	・ 反論書受理
平成29年 5 月 17 日	・ 反論書（副本）の送付
平成29年 6 月 21 日	・ 審理手続の終結
平成29年 6 月 27 日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成29年 6 月 27 日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成29年 7 月 25 日	・ 調査審議
平成29年 9 月 27 日	・ 調査審議